

[理事会承認事項] 平成26年度事業報告

平成26年度事業報告

自 平成26年4月 1日

至 平成27年3月31日

1、概 況

平成26年度は、公益社団法人移行3期目であり、公益法人新制度の適正な運営に的確に対応できるよう、さらなる事業活動内容の見直しや諸規定の整備改善等の取り組みを進めた。

事業活動は、法人会活動の原点である「税」に関する活動を中心に、税知識の普及や建設的な税制改正の提言、地域社会における幅広い貢献活動、会員の自己啓発を図るための研修活動の充実などに積極的に取り組んだ。

税を巡る諸環境の整備改善事業については、「税法・税務」を中心に研修会を多く開催し、研修会の公益性をより高めるため全法人対象となるよう努めた。さらに、一般市民を対象を広げた講演会の開催時に税に関して分かりやすい冊子を配布するとともに、税の情報を広く地域住民に発信するため広報誌「ほうじん新津」及び全法連機関紙「ほうじん」の普及拡大に努めた。その他「e-Tax」普及推進のための広報、青年部会・女性部会を中心に小中学校での「租税教室」の開催、「絵ハガキコンクール」の実施等、幅広く税の広報活動に努めた。

また、**税制改正の提言事業は**、「今後の望ましい税制のあり方」を基本テーマに設定し、中小企業の活性化に資する税制をはじめ税のオピニオンリーダーとしてわが国の将来を展望した建設的な提言に努めた。

地域社会・地域経済の整備改善事業については、地域経済の発展につながる研修会及び地域の活性化に役立つ講演会を開催し一般の方々のより多く参加に努めた。

また、**福祉問題、環境問題改善事業としては**、諸会議並びに講演会・研修会で各家庭での不要になった古タオル等を回収し地域の病院や福祉施設に寄贈した。

会組織の充実、各地法人会との連携については、ホームページによる情報提供等によって会組織充実を図る一方、組織基盤強化のため、法人会イメージキャラクターポスター（杉山愛）によるPRや全国的な「会員増強月間」に積極的に取り組んだ。

会員支援のため親睦・交流に関する事業については、会員企業の健全経営、発展向上に資するための福利厚生事業や会員支援事業に取り組み、管理関係については、新公益法人制度に対応した諸規程の整備や諸会議及び法人会事業活動体制の確立について管理運営に努めた。

税の啓発活動は税制関連研修・講話等の充実を図るとともに、有益な資料を作成し、会員や一般に対し配布するとともに小中学校生徒に対する租税教育等を実施した。

税制改正提言活動は、今後の望ましい税制のあり方を基本テーマに設定し、会員の意見を集約し、税制に反映されるよう、関係機関に対し要望活動を展開した。

経営支援活動は、法人会の根幹事業である税法・税務関係研修の強化に配意し、経営の支援をするために事業を展開した。

社会貢献活動は、地域社会との「共生」を目指し講演会・研修会等の開催の都度、古タオル・古切手・古テレカの収集を行い社会福祉等の施設へ寄贈した。

研修会活動の充実は、税法・税務を中心に研修会の開催と参加人員の増大を図るとともに研修教材の充実を図った。

広報活動の充実は、法人会のイメージアップ・知名度向上や会員増強を図るため、イメージキャラクターによるポスター・テレビCFによるPRのほか、ホームページによる情報提供等によって充実を図る一方、会報「ほうじん新津」及び全法連機関誌「ほう

じん」を配布した。

共益関係については、会員企業の健全化並びに発展向上に資するため福利厚生事業や会員支援事業、会員増強運動及び青年・女性部会の充実等、各種の会員の企業価値を高める事業に取り組んだ。

管理関係については、公益法人制度改革に伴い諸規程の整備検討を行うとともに諸会議及び事務局運営体制の確立について管理運営の改善に努めた。

2、公益関係

(1)、税の啓発活動

(1)平成26年度の税制・税務に関する研修会の実施状況

平成26年度の研修会開催状況は下記のとおりである。

項目別研修会開催状況

テーマ	参加人員	実施回数	講師名
「税制について」 (26・5・27 小須戸)	25名	1回	川崎智久 (税務署法人統括)
「相続税及び贈与税の改正について」 (26・7・4 女性部)	37名	1回	杉本孝子 (税理士)
「印紙税・源泉所得税実務のポイント」 (26・9・2 本部)	33名	1回	川崎智久 (税務署法人統括) 黒井陽子 (税務署法人上席)
「減価償却実務のポイント」 (26・10・1 本部)	28名	1回	黒井陽子 (税務署法人上席)
「自主点検チェックシートの活用」 (26・10・1 本部)	28名	1回	川崎智久 (税務署法人統括)
「消費税8%時代 様々な事例から経営課題を考える」 (26・10・10 新津)	7名	1回	田中聡子 (中小企業診断)
「税務研修会」 (26・10・23 女性部)	24名	1回	宮下吉輝 (新津税務署長)
「財政の現状と税」 (26・11・14 新津)	63名	1回	宮下吉輝 (税務署長)
「相続税・贈与税の改正・社会保障・税番号制度について」 (26・11・27 青年部)	38名	1回	宮下吉輝 (税務署長)
「かしこい相続税対策セミナー」 (26・12・3 五泉)	17名	1回	星 叡 (税理士)
「確定申告実務のポイント」 (27・1・21 新津)	34名	1回	安藤正幸 (税務署個人統括)
「企業のための税務基礎知識」 (27・2・4 青年部)	21名	1回	渡部 一 (税理士)
「分かり易い税金クイズ」 (27・3・4) 女性部)	36名	1回	鈴木眞由美 (女性部長)
「署長の税務よもやま講話」 (27・3・25 新津)	34名	1回	宮下吉輝 (税務署長)

(2)租税教育活動

- ①新公益法人制度を踏まえ青年部会活動の大きな柱である「租税教育活動」のより積極的な展開を図るため税務署並びに税務協力団体の協力を得て、日本の未来を担う管内小中学児童に税の大切さを理解できるよう租税教室を開催した。

<学校名>	<開催日>	<児童数>	<担当講師>
1、新潟市立小合小学校	26・9・5	19	税務署
2、阿賀町日出谷小学校	26・10・29	12	税務署
3、新潟市立満日小学校	26・11・18	14	秋葉区
4、阿賀町立上条小学校	26・11・19	11	阿賀町
5、阿賀町立西川小学校	26・11・19	12	税務署
6、新潟市立矢代田小学校	26・11・20	38	税理士会
7、五泉市立五泉南小学校	26・11・26	77	五泉市
8、阿賀市立三川小学校	26・11・28	16	阿賀町
9、五泉市立愛宕小学校	26・11・28	54	県税
10、五泉市立大蒲原小学校	26・12・2	15	五泉市
11、新潟市立小須戸小学校	26・12・5	48	税務署・法人会
12、新潟市立荻川小学校	26・12・8	99	県税
13、五泉市立巢本小学校	26・12・9	16	県税
14、五泉市立橋田小学校	26・12・9	21	五泉市
15、新潟市立小合東小学校	26・12・9	12	税務署・法人会
16、五泉市立村松小学校	26・12・9	74	税理士会
17、五泉市立五泉小学校	26・12・10	105	五泉市
18、五泉市立十全小学校	26・12・10	8	税理士会
19、五泉市立川東小学校	26・12・12	36	五泉市
20、阿賀町立津川小学校	26・12・12	17	阿賀町
21、新潟市立結小学校	26・12・12	108	秋葉区
22、新潟市立新関小学校	26・12・12	13	県税
23、五泉市立五泉東小学校	26・12・12	43	税理士会
24、新潟市立新津第二小学校	26・12・15	80	秋葉区
25、新潟市立新津第一小学校	26・12・15	72	税理士会
26、新潟市立新津第三小学校	26・12・16	126	秋葉区
27、新潟市立金津小学校	26・12・18	58	秋葉区
28、新潟市立阿賀小学校	27・1・30	47	県税
29、五泉市立山王中学校	26・7・11	76	税理士会
30、五泉市立愛宕中学校	26・7・15	218	税務署
31、新潟市立新津第一中学校	26・9・24	188	税理士会
32、新潟市立新津第二中学校	26・11・27	37	税務署
33、五泉市立五泉中学校	26・11・21	141	税務署
34、阿賀町立三川中学校	26・12・5	23	税理士会
35、五泉市立川東中学校	26・12・17	40	税理士会
36、新潟県立五泉高校	26・7・18	40	税務署
37、新潟県立新津工業高校	26・12・18	176	税理士会
38、新潟県立新津南高校	26・12・11	198	税務署
39、新潟県立阿賀黎明高校	27・1・27	58	税務署
40、私立新潟薬科大学	26・4・14	140	税務署

◎対象学校数	小学校	28校	児童数	1,251人
	中学校	7校	生徒数	723人
	高校	4校	生徒数	472人
	大学校	1校	学生数	140人
	計	40校		2,586人

- ◎贈呈記念品
- ・マンガ「税について考えよう！クイズだぜい！」
 - ・マンガ「おじいさんの赤いツボ」
 - ・クリアファイル（法人会マーク入り）
 - ・フリクションペン（法人会マーク入り）

②「税の絵はがきコンクール」(主管：女性部)

- ◎対象学校数 小学校 28校 児童数 1、251人
 応募校数 8校 応募児童数 181人
 <内 訳>五泉南 76人・新津第一 68人・小合東 12人
 新関 11人・十全 7人・橋田 5人・巢本 1人
 荻川 1人 合計 181人
 ◎入選作品審査会 平成27年2月17日(火)開催 於：「井浦」
 ◎審査員 女性部役員・宮下税務署長・川崎統括官・春日会長

(3)税の広報活動

- ①会報「ほうじん新津」を年2回編集発行の配布
 ②全法連「ほうじん」年4回(季刊発行)の配布
 ③「地方紙」に税に関する講習会・研修会の開催を周知すべく記事掲載をした。
 ④「e-Tax」の利用促進を図るためパンフレットを配布した。
 ⑤ホームページに掲載した。

(4)税の広報活動(標語入り花の種子)

確定申告のPR、納税期限の案内、税を考える週間、税に関する相談案内等(税の標語入り花の種子)を各支部の環境美化運動を兼ねて、各支部の諸行事に併せ配布活動を実施した。

	配布数	実施日	行 事
新津 支部	700袋	26・11・25	年末調整説明会・その他
五泉 支部	400袋	26・11・11	時局講演会等
村松 支部	300袋	26・11・28	露店市場等
小須戸支部	300袋	27・ 3・7～8	産業祭(ボケ展示会)等
東蒲 支部	300袋	27・ 1・11	歳の神祭り等
計	2,000袋		

(5)研修用テキストの作成・配布

- ・「交際費課税」
- ・「源泉所得税実務のポイント」
- ・「会社取引をめぐる税務Q&A」
- ・「市県民税特別納付について」
- ・「消費税期限内納付」
- ・「いちごプロジェクト(冬物語)冬の節電活動」
- ・「会社役員のための確定申告実務のポイント」
- ・「確定申告は自宅で作成できます」
- ・「主要税法取扱便覧」
- ・「5・8%消費税の申告実務ガイド」
- ・「平成27年度税制改正のあらまし」
- ・「税の納付は簡単便利なダイレクト納付をご利用ください」
- ・「消費税の円滑かつ適正な転嫁のために」
- ・「納税証明のオンライン請求」
- ・「相続税及び贈与税の改正のあらまし」
- ・「契約書や領収書と印紙税」
- ・「収入印紙の交換と印紙税の還付について」
- ・「減価償却質疑応答集Q&A」
- ・「国税の納付にはダイレクト納付が便利です」

- ・「復興特別所得税の源泉徴収のあらまし」
- ・「源泉所得税の改正のあらまし」
- ・「消費税法令の改正等のお知らせ」
- ・「地方法人税が創設されました」
- ・「会社の決算・申告の実務」
- ・「社会保障と税の一体改革」
- ・「給与所得者と年末調整」
- ・「相続税のあらまし」
- ・「相続・事業承継まさかの落とし穴」
- ・「社会保障・税番号制度の概要」
- ・「社会保障・税番号制度の早わかり」

(2)、税制提言活動

(1)税制改正に関する提言の内容

本年度も「今後の望ましい税制のあり方」を基本テーマに設定し、国・地方を通じて徹底した行財政改革の推進と、中小企業の置かれている厳しい状況を踏まえ、中小企業の活性化に配慮した提言を取りまとめました。

さらに、「税制改正に関するアンケート調査」の実施結果もあわせ全法連へ提出いたしました。

- ・新潟県法人会連合会が取りまとめた要望事項は、以下の通り

平成27年度税制改正要望事項

総論

第一 経済活性化への積極的取り組み

長引くデフレからの脱却と強い日本経済構築を目指した「アベノミクス」が、長期低迷に陥っていた日本経済に明るさをもたらしたことは事実であるが、いまだ特に地方の中小企業には、その効果が及んでいないといえない。

「3本の矢」と称する「大胆な金融政策」「機動的な財政政策」「民間投資喚起による成長戦略」が、一体的かつ着実に実行されてこそ効果が発揮されるわけで、カギは成長戦略にあるといわれている。

しかし、その軸となるべき規制改革や税制改革は、踏み込み不足の状況にあるといわざるを得ない。

政府には、日本経済を支える中小企業が景気回復の波に乗れるための施策を早期に示し、実行してもらいたい。

第二 徹底した行財政改革による歳出削減

5年ぶりの年度内成立となった平成26年度予算は、一般会計総額が95.8兆円。平成25年度補正予算5.5兆円と合せ、年度初の消費増税による反動減を乗り越え、成長力の底上げを図るネライから過去最大規模のものとなった。

ただ一方で、国の借金（国債・借入金・政府短期証券）は1,000兆円を超える巨大な金額となっている。

政府には、本気で行財政改革に取り組み、歳出削減の徹底を図ってもらいたい。

そのための具体策として、引き続き次のとおり要求する。

- 1 公務員定数の削減と給与・退職金の抑制及び公務員継続雇用可否の適正審査制度の導入
- 2 議員数の削減及び報酬の見直し
- 3 公的資金を投入している特殊法人等の廃止及び縮小
- 4 公共を積極的に民間に移行
- 5 市町村合併の効果（経費節減）の検証
- 6 特別会計の抜本的改革
- 7 遅れている国の情報公開制度を実効性のある制度として確立すること。
- 8 予算の執行状況について、流用など不適正な使われ方がなされぬようチェックを怠らぬこと。

第三 法人・個人所得税について

税制は、公平・中立・簡素の課税三原則に立って、広く、薄く、公平に適正な税負担を求めていくことが大切であり、国民全体が公的サービス費用を負担するという考えで従来より課税ベースの見直しを要望してきた。

産業の空洞化を防止する観点から、法人実効税率引下げは必要と考えるが、一方で課税ベースの拡大により税負担の軽減効果が減殺されることのないよう慎重な検討を求めたい。

個人所得については、累進課税区分の見直しなどが行われたが、不公平が生じないように配慮すべきである。

第四 社会保障制度の改革推進について

財政と社会保障の問題については、人口減少と少子・高齢化の同時進行、格差の拡大が進むなかで国民は将来の不安がますます増大してきている。

出生率低下の理由として将来に対する不安があげられるが、まさに現在の財政危機の中での社会保障制度についての将来不安があるものと考えられる。既に、高齢者控除の廃止、年金の支給年齢の引き上げ、保険料の増額等、国民の負担が増加してきている。

議員年金問題や国家公務員共済年金との一元化問題等については早急に対応すべきである。

公的福祉制度の民間移譲は、地方財政の削減、民間雇用促進の効果も期待できることからより強力に取り組む必要がある。

増大する社会保障費の負担は、国民全体が負うべきであり、消費税は社会保障に重点的に充てるようにしていく必要がある。

第五 東日本大震災の復興予算について

東日本大震災の復興予算は、当初、予算枠5年間・19兆円程度と見積もられたが、3年目（平成25年度）にして19兆円の枠を突破、予算枠は25兆円に拡大された。そのうち平成26年度当初予算までの累計額は23兆円超。平成27年度までの「集中復興期間」における復興事業費について更なる財源確保の必要性が生じた場合には、一般会計の税外収入などで対応することとしている。

復興財源については今後も引き続き重い課題として残るが、極力各省庁の無駄を省き、また知恵を出しあって税外収入の確保に努め、更なる増税に頼らないよう要望する。

また、問題視された災害復興の拡大解釈による予算の流用などについては、決して発生することがないように財政規律の遵守を求める。

(基 本 事 項)

制度の改正要望事項

第一 法人税制について

地域経済の担い手である中小企業は、厳しい経済環境におかれていることから改善する点が多い。

このため、以下の点につき改正を要望する。

- 1 法人実効税率の引き下げ
国際競争力強化の観点から、法人実効税率を欧州、アジアの主要国並みの20%台に早期に引き下げること。
- 2 中小企業の軽減税率の15%本則化と適用課税所得の引き上げ
中小企業に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化するよう求めるとともに、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得額を少なくとも1,600万円程度に引き上げること。
- 3 確定申告書提出期限の延長
決算事務については、諸手続等のため2か月以内で完了することがなかなか困難であり、法人税の確定申告書の提出期限を事業年度終了後3か月以内に延長すること。
- 4 企業会計と税法会計について
企業会計、税法会計ともに「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従う」とする共通理念を有しており、税法会計も可能な限り企業会計に近づける会計処理とすること。

第二 個人所得税制について

税率構造の累進緩和や諸控除により所得課税の負担は軽減されてきており、国際的に見ても低い水準となってきた。しかし、配偶者特別控除の制度の縮減、定率減税の廃止、年金課税の見直し等で個人の税負担は増加している。公平・中立・簡素の三原則に立って、広く薄く公平な税負担になるよう税率構造の更なる見直しを要望する。

- 1 税率構造の更なる是正
平均的所得水準が低下しており、高額所得層と平均的所得層との所得格差が拡大していること等から、税率構造の更なる是正が必要である。
- 2 諸控除等の見直し
 - (1) 各種控除制度を見直し、簡素化すること。
 - (2) それにより税負担が重くなり過ぎる場合は、基礎控除引き上げ等により調整すること。

第三 消費税制について

消費税率については、平成26年4月1日より8%に引き上げられ、平成27年10月1日には10%に引き上げが予定されている。危機的な財政状況、少子高齢化による財政需要の増大を考えると引き上げはやむを得ないが、引き上げにあたっては徹底した行財政改革を実施し歳出入の見直しを行うこと。更には、実施時期についても景気への配慮が必要である。

また、低所得者対策等につき十分な検討を行い、国民の理解を得られるよう努めること。配分については、地方消費税の配分率を高め大都市との税収格差に悩む地方への手厚い配分制度の確立を要望する。

第四 相続税制について

相続税の負担率は、すでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。

贈与税は、経済活性化に資するよう基礎控除を引き上げるなど見直すべきである。

事業承継税制については、納税猶予制度の要件緩和や手続きの簡素化など、制度の使い勝手を高める見直しは行われたが、従来からの要望事項である非上場株式の評価方法を見直す減額措置の拡充について、引き続き要望する。

第五 地方税制について

1 固定資産税評価方法について

固定資産税については、地価の下落にもかかわらず地価実勢等から見ても税負担が重くなっており、評価方法や課税方式の抜本的な見直しが必要である。

- (1) 地価の評価については、現在、国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれ目的に応じた評価をしているが、評価体制の一元化を含め、行政の効率とコスト削減に努めるべきである。
- (2) 土地の評価は、その土地の利用価値をみて「収益還元価格」で評価するよう改めること。
- (3) 居住用家屋については、現在、再建築価格方式で評価しているが、これを建築後の経過年数や処分価格を基準に評価する方法に改めること。事業用については「収益還元価格」で評価するようにすること。

2 事業所税について

事業所税は、固定資産税との二重課税的な性格を有すること、市町村によって徴収の有無があるなど不合理・不公平な実態があり、廃止すべきである。

3 外形標準課税について

資本金1億円超の法人については、既に平成16年度から適用されたが、経営基盤の弱い中小企業に対しては従来通り対象としないことを要望する。

4 不動産取得税の減税について

土地の流動化を推進するため不動産取得税の減税を要望する。

また、不動産業者が商品として取得する物件については、保有の期間を限定し非課税とすべきである。

第六 環境税制について

環境税については、法定外目的税として環境を理由に導入が検討されているが、税の使途やCO₂削減効果等については明確でない。将来、導入される場合は、既存のエネルギー関係税や特定財源制度等、税制全体の中で慎重に対応すべきである。また、CO₂を吸収する森林を保有する地方には税の還元を考慮する。また、国連機関IPCCの地球温暖化についての基礎資料となる知見の発表にぶれがあり環境税導入に当たっては適正な判断が要請される。

なお、環境保全に積極的に協力した企業に対する優遇税制の検討も必要である。

第七 共通番号制度について

社会保障・税の共通番号制度であるマイナンバー制度については、制度内容を国民に十分周知し、定着に向けて取り組んでいくことが必要である。

また、運用にあたっては個人情報保護の徹底に努め、適切な制度運用が行われるよう配慮するとともに、運用コストに関しても十分な検討が必要である。

第八 その他

耐用年数の見直しについては、耐用年数は、物を対象に一律に規定されているが、積雪寒冷地における破損や消耗度合いは温暖地とは比較にならず、特に車、家屋等については抜本的に短縮するよう要望する。

なお、海岸地域の塩害についても積雪寒冷地同様に短縮を要望する。

(個 別 事 項)

第一 法人税関係

1 交際費課税の見直し

交際費は企業の経営上必要不可欠の経費であることから、平成26年度税制改正でも特例措置が拡充・延長されたが、更に資本金規模に関わらず全ての企業を対象とすること。

2 役員給与の損金算入の拡充

現行制度では、役員給与の損金算入の取扱いが限定されており、特に報酬等の改定には厳しい制約が課されている。職務執行の対価であり、原則損金算入できるよう見直すこと。

3 引当金の損金算入

(1)退職給与引当金は、将来確実に発生する債務を引き当てるものであることから、その繰入について損金算入を認めること。

(2)賞与引当金は、潜在的には各月に発生する未払い費用としての性格を有していることから、その繰入について損金算入を認めること。

4 無形減価償却資産の償却期間の短縮

電算機ソフトウェアは5年償却となっているが、技術進歩が早いため期間を3年とすること。

第二 所得税関係

1 土地・建物等の損益通算

土地・建物等の譲渡により生じた譲渡損失の損益通算及び繰越控除を認めること。

2 不動産所得の負債利子の損益通算

土地等に係る負債利子については、不動産所得の計算上生じた損失がある場合に、他の所得との損益通算が認められないこととなっている。これはバブル期の措置として設けられたものであり、大きく環境が変わっていることから損益通算を復活させること。

第三 相続関係

1 贈与税配偶者控除の引上げ

昭和63年以来据え置かれている居住用不動産の配偶者控除額を2,000万円から3,000万円に引き上げること。

2 保険金・死亡退職金の非課税限度額引上げ

法定相続人1人500万円を1,000万円に引き上げること。

- 3 相続開始後に発生する相続に伴う費用（遺言執行費用、税理士・弁護士報酬等）は、相続税の課税財産から控除すること。

第四 間接税関係

1 印紙税の改正

印紙税については、電子取引の拡大や手形決済の省略など取引慣行の変化に伴い課税根拠が希薄化している。文書作成の有無による課税は公平性を欠くことから廃止すること。

以上

法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

平成27年度税制改正では、現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却・経済再生をより確実なものにしていくため、①成長志向に重点を置いた法人税改革や高齢者層から若年層への資産の早期移転を通じた住宅市場の活性化等のための税制上の措置、②地方創生に取り組むため、企業の地方拠点強化、結婚・子育ての支援等のための税制上の措置などが講じられました。さらに、経済再生と財政健全化を両立するため、消費税率の10%への引上げ時期が平成29年4月1日に延期されました。

法人会では、昨年9月に「平成27年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、法人実効税率の引き下げなど法人会の要望事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

[法人課税]

1. 法人税率

法人会提言 (法人実効税率20%台の実現)	改正の概要
(1) 我が国の立地条件や競争力強化などの観点から、法人税率のさらなる引き下げを行い、早期に欧州、アジア主要国並みの20%台の実効税率を実現するよう求める。	法人税率（現行25.5%）が23.9%に引き下げられました。また、欠損金繰越控除制度、受取配当等益金不算入措置、租税特別措置の見直し及び外形標準課税の拡大など課税ベースが見直されたことにより、法

<p>(2) 代替財源として課税ベースを拡大するに当たっては、中小企業に十分配慮すべきである。</p>	<p>人実効税率（現行 34.62%）は平成 27 年度が 32.11%、平成 28 年度が 31.33%に引き下げられます。</p> <p>なお、見直しに当たっては、中小企業への影響に配慮した大企業中心の改革となりました。</p>
---	--

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

<p>法人会提言 （中小企業の軽減税率の本則化と適用所得金額の引き上げ）</p>	<p>改正の概要</p>
<p>・ 中小法人に適用される軽減税率の特例 15%を時限措置（平成 27 年 3 月 31 日まで）ではなく、本則化するように求める。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長すること。</p> <p>また、昭和 56 年以来、800 万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも 1,600 万円程度に引き上げるよう求める。</p>	<p>中小法人の軽減税率の特例の適用期限が 2 年延長されました。</p>

[事業承継税制]

<p>法人会提言 （相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実）</p>	<p>改正の概要</p>
<p>・ 株式総数上限（3分の2）の撤廃と相続税の納税猶予割合（80%）を 100%に引き上げ。</p>	<p>(1) 先代が存命中、経営承継受贈者（2代目）が後継者（3代目）に再贈与した場合、その後継者が贈与税の納税猶予制度</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、5年経過時点で免除する制度に改める。 ・対象会社規模を拡大する。 	<p>の適用を受けるときは、その適用を受ける特例受贈非上場株式等に係る猶予税額は免除されます。</p> <p>(2) 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の改正を前提に、認定承継会社等に係る認定事務が都道府県に移譲されます。</p>
---	---

[復興支援のための税制上の措置]

<p>法人会提言 (震災復興)</p>	<p>改正の概要</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。 	<p>福島復興・再生を図り、近い将来の避難解除区域等内での事業再開を支援するため、①準備金を積み立てた際に、その積立額を損金算入することができるとともに、②準備金を取り崩して再開投資を行う際に特別償却できるよう、税制上の措置が講じられます。</p>